

総合健診業務管理士 制度規則・施行細則改訂内容の詳細

平成 28 年 9 月 29 日改訂

総合健診業務管理士制度規則

(改定前)	(改訂後)
<p>(業務管理士の認定更新)</p> <p>第 19 条</p> <p>業務管理士認定更新を希望するものは、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。</p> <p>1) 業務管理士認定期間内（業務管理士の認定証に明記されている期間）に業務管理士認定更新のための点数を別に定めた点数配点表に従い、30 点以上取得しなければならない。但し、このうちの 15 点以上は、本学会学術大会への出席による得点でなければならない。</p> <p>2) 業務管理士認定期間の本学会会費を完納していること。</p> <p>3) その他、委員会が特に認めた者。</p>	<p>(業務管理士の認定更新)</p> <p>第 19 条</p> <p>業務管理士認定更新を希望するものは、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。</p> <p>1) 業務管理士認定期間内（業務管理士の認定証に明記されている期間）に業務管理士認定更新のための点数を別に定めた点数配点表に従い、30 点以上取得しなければならない。但し、このうちの 15 点以上は、本学会学術大会への出席による得点でなければならない。</p> <p>2) 業務管理士認定期間の本学会会費を完納していること。</p> <p>3) その他、委員会が特に認めた者。<u>但し、認定期間中に妊娠・出産・育児・介護・海外留学またはその他の事情により条件を満たすことができない場合は、更新の保留（原則 1 年間）を申請することができる。この場合の次回認定期間は、保留期間を含めた 5 年間とする。</u></p>

総合健診業務管理士制度施行細則

(改定前)	(改訂後)
追加	<p><u>(業務管理士の保留)</u></p> <p><b>第 9 条</b></p> <p><u>更新保留申請を希望する者は、下記の書類を事務局に送付する。</u></p> <p><b>1) 認定更新保留申請書</b></p>
第 9 条	第 <b>10</b> 条
第 10 条	第 <b>11</b> 条